1.3															
				4	中小企業	信用保	険法第	2条	第5	項第7	7号の				
	規定による認定申請書														
											令和	年	月	日	
	土;	甫市	長	殿											
								申請	者						
								<u>住</u>	所						
								氏	名					印	
私	は			(注1)	が経営	の相当	程度の)合理 ⁽	化に化	伴う金	融取引	の調整	を行っ	てい	
るこ	とに	より、	下訂	己のとお	り、借え	入れの源	載少が2	生じ、	経営	の安	定に支	障が生	じてお	りま	
すの	で、「	中小屲	2業信	言用保険	法第2约	条第5項	第7-	号の規	記定に	基づ	き認定	される	ようおル	額い	
しま	す。														
	•														
							記								
1	金融	機関	から	の総借入	金残高	のうち.			から	らの借	人金列	態高の占	iめる割	合	
	金融機関からの総借入金残高のうち、からの借入金										,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	% (A/B)			
											_		,		
	Α	年	月	日の	#	からの借	古入金	残高						円	
	В			日の金					<u>.</u>					 円	
	_	•	,,	H 47 TE		J 57 1141	. ID / \.	<u> </u>	.,					<u></u>	
2			から	るの借入	金残喜(の減小落	<u>x</u>			% ((D-C) /	D × 100)		
_			_,~ -	2001000	A / / / / /	1000				, , , ,	(5 0) /	2	<u>/</u>		
	С	在	日	日の		からの	借入金	·残宫						円	
	D			日(C		_					<i>†</i> √\	らの借	入金残		
			,,	ц (О	יו — נימ כס	-1701 G 11			· -		/3	-J 07 16 .	/\ <u></u> /&	円	
														1.1	
3 金融機関からの総借入金残高の減少率												06 ((F_F) /F	× 100)	
3	亚州东州	及(天) /	· • •	ノ心の日ノへ	亚汉同	が成少年						70 ((I L)/I	× 100)	
	E	年	月	日の全	融機関力	からの丝	公供入名	全建宣	Ξ					円	
	F	-		日(E					-	- 三山 北悠	関から	の処件	7 全硅		
	Г	+	Л	ц (Е	マンドリナード	ᄞᅒᄺᆒ	しノくひノ	(ے پ	∪ ノ立	上附工作文	凶い, こ	♥ノ 小心 1日 。	八亚汉	_	
											_			<u>円</u>	

- (注1)には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記 入すること。
- (注2) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び(注1)からの借入金残高が 確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。